

# 資料 1

## 第 1 回研究会の振り返り

# 1. 第1回研究会（9月22日）全体概要

9月22日に第1回研究会を開催し、本研究会の運営と背景及び目的について確認するとともに、国民年金業務における標準化検討範囲と今後の標準仕様書作成の進め方について確認いたしました

## 第1回研究会議事次第及び主たるご説明事項

### （1）研究会等の開催及び運営について

- ü 本研究会の開催要綱及び会議体運営（出席者、議事概要、配布資料の扱い）を確認

### （2）本事業の背景・目的について

- ü 本事業の背景、目的、国民年金業務における検討の方向性、全体スケジュールを確認

### （3）検討体制、スケジュールについて

- ü 国民年金業務における検討体制、及び検討スケジュールを確認

### （4）標準化等に向けた調査結果について

- ü 令和3年5～8月に実施した各種調査結果を紹介、標準仕様書検討に反映していくことを確認

### （5）標準化検討の対象範囲及び構成について

- ü 標準化検討の範囲の考え方を示すとともに、ツリー図における論点を確認

### （6）今後の進め方について

### （7）その他

- ü 標準仕様書の構成を示すとともに、ツリー図案、機能要件及び帳票要件の作成方法を確認

## 2. 第1回研究会におけるご意見及び決定事項

### 1. 検討体制、スケジュールについて

9月22日における第1回研究会において、研究会の検討体制についてご説明いたしました

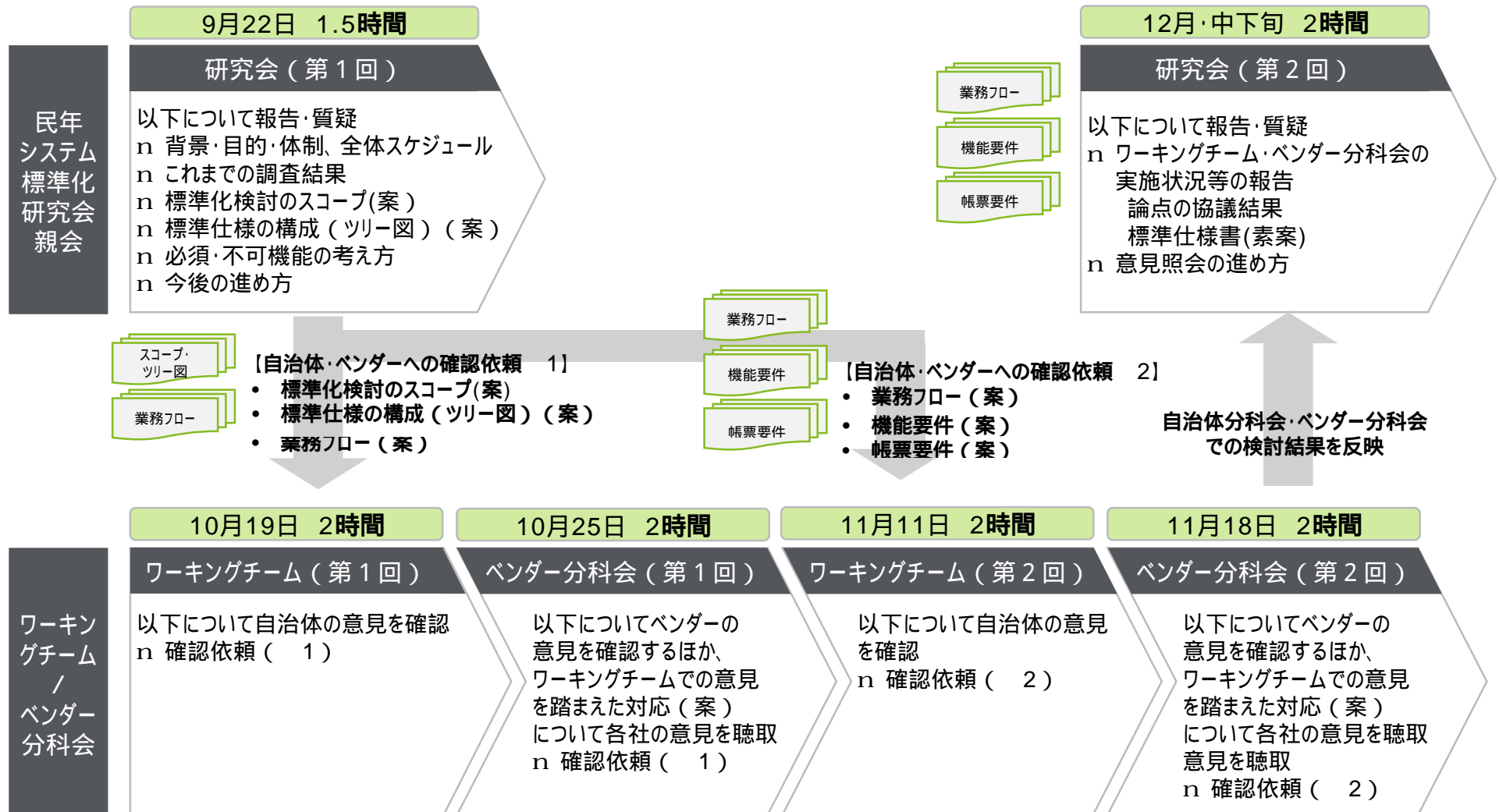
なお、本日の「ワーキングチーム」は「協議、検討の場」であり、ツリー図及び業務フロー案を主な議題として議論を進めます

	役割分担	会議の進め方
国民年金システム 標準化研究会 (親会)	<b>合意形成の場</b> 【主な合意対象】 <ul style="list-style-type: none"><li>国民年金システム標準化に向けた検討の進め方</li><li>標準仕様書(素案)</li><li>標準仕様書(案)</li></ul>	【座長】 <ul style="list-style-type: none"><li>会議進行・取りまとめを行う。</li></ul> 【有識者】 <ul style="list-style-type: none"><li>自治体における実務や情報システムに関する幅広い見識に基づき発言する。</li></ul> 【構成員(地方自治体)】 <ul style="list-style-type: none"><li>所属する自治体、更には同規模自治体の代表として発言する。必要に応じ、所属組織に持ち帰り確認・検討する。</li></ul> 【構成員(システム事業者(ベンダー))】 <ul style="list-style-type: none"><li>現行システム仕様に関する知見や他の技術的知見に基づき、所属する組織の意見を代表し発言する。必要に応じ、所属組織に持ち帰り確認・検討する。</li></ul> 【事務局】 <ul style="list-style-type: none"><li>事前検討・整理のほか、会議準備、運営、事後調整等を行う。</li></ul>
ワーキングチーム ベンダー分科会  本日	<b>協議・検討の場</b> 【主な協議・検討対象】 <ul style="list-style-type: none"><li>以下における論点の対応方針<ul style="list-style-type: none"><li>業務フロー</li><li>機能要件</li><li>帳票要件</li></ul></li><li>標準仕様書(素案)</li></ul>	【有識者】 <ul style="list-style-type: none"><li>同上</li></ul> 【構成員(地方自治体)】 <ul style="list-style-type: none"><li>同上</li></ul> 【構成員(システム事業者(ベンダー))】 <ul style="list-style-type: none"><li>同上</li></ul> 【事務局】 <ul style="list-style-type: none"><li>同上</li></ul>

## 2. 第1回研究会におけるご意見及び決定事項

### 1. 検討体制、スケジュールについて 1/2

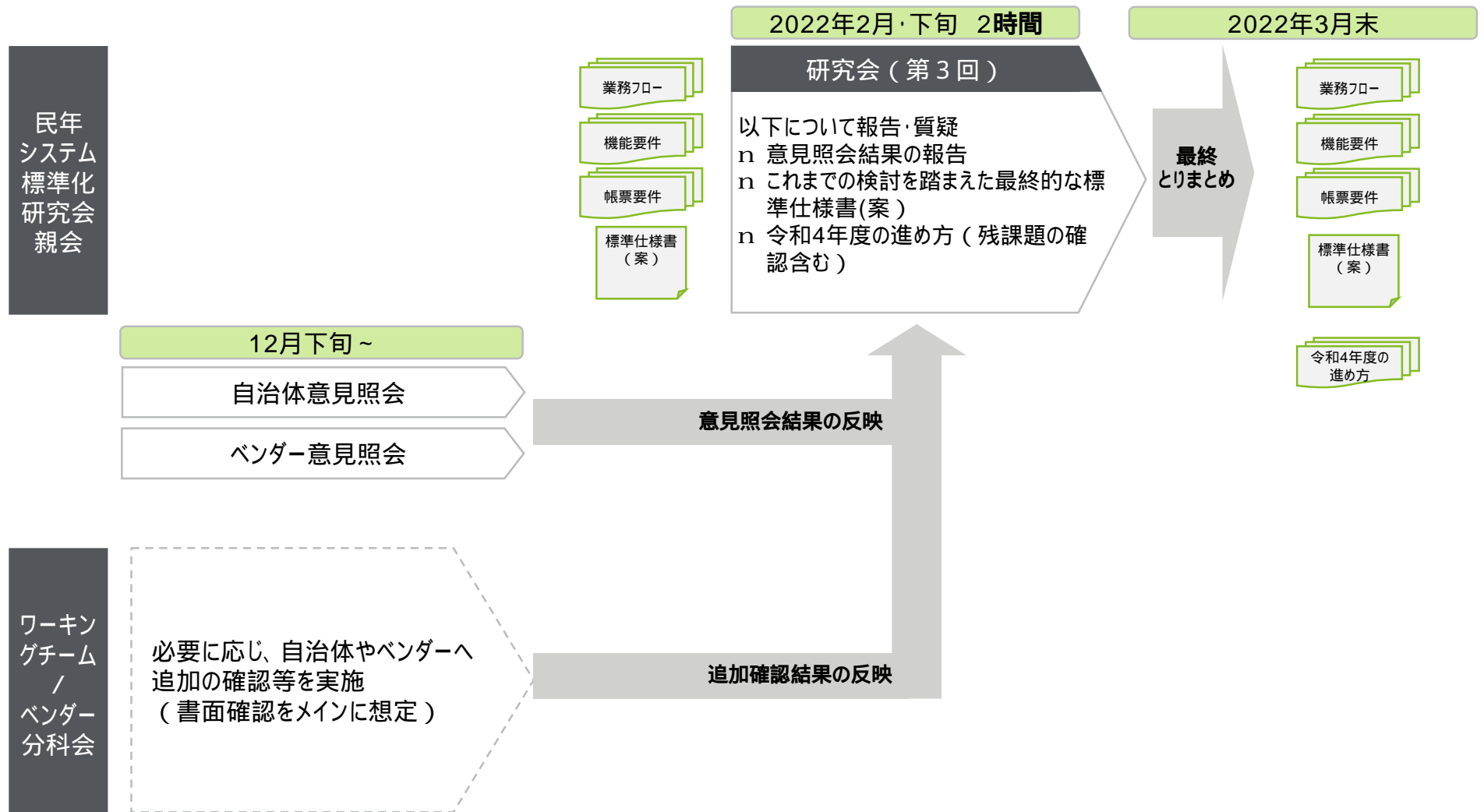
国民年金システム標準化研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会の開催スケジュール及び議題を確認しました  
12月にかけて、ツリー図、業務フロー、機能要件及び帳票要件について討議し、標準仕様書（素案）の策定を進めます



## 2. 第1回研究会におけるご意見及び決定事項

### 1. 検討体制、スケジュールについて 2/2

12月下旬以降、標準仕様書（素案）について、自治体及びベンダーに対し意見照会を実施し、当該内容を反映後、2月下旬の研究会にて最終案を確認します



## 2. 第1回研究会におけるご意見及び決定事項

### 2. 標準化等に向けた調査結果について

令和3年5～8月に実施した各種調査結果を踏まえ標準仕様（業務フロー・機能要件・帳票要件）のたたき台を整理し、研究会等を通じて協議・確認した内容を反映しながら、標準仕様書案の定義を進めていくことを確認しました

#### 第1回研究会における決定事項、ご意見

		調査結果概要	標準仕様の検討方針
業務	ツリー図	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準化に向けた調査段階では、APPLIC標準の機能一覧に準拠したサンプル業務フローを用いて確認・分析を行った</li> <li>調査の中で、サンプル業務フローに対する業務実施の有無（フロー単位または作業単位）の差異が見受けられた。またツリー図の構成において、年金機構への報告の要否や、事務の起因等の観点でより分かりやすくする必要があると見受けられた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果を踏まえた構成（ツリー図（案））の修正案を用いて研究会等を通じ、確認を進めていく</li> </ul>
	業務フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>上述の業務実施有無の差異はあるものの、自治体間で業務プロセスに大きな差異は認められないが、次のような箇所等で差異が見受けられる               <ul style="list-style-type: none"> <li>受付時の関係届書システム出力（住記情報印字）/ 被保険者による手記入</li> <li>受付簿の管理、統計事務におけるシステム利用方法、等</li> <li>年金機構への送付情報作成、処理結果登録におけるシステム利用方法</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務フローの論点、及び機能要件/帳票要件の論点として整理し、研究会等を通じ、確認を進めていく</li> </ul>
	業務効率化要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体にとって過度な業務負担になっている業務はないと見受けられるが、複数の自治体から次の意見を確認した               <ul style="list-style-type: none"> <li>年金機構から受領する処理結果情報の登録の効率化</li> <li>交付金申請等のための、受付件数、相談件数等管理のシステム化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件/帳票要件の論点として整理し、研究会等を通じ、確認を進めていく</li> </ul>
		<b>【決定事項】 自治体独自の業務効率化施策やご意見を含めた機能要件案を作成し、討議を進める</b>	
	機能要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件について、主要なベンダーのPKG間で大きな差異は見受けられないものの、協力連携事務・その他の事務領域について、次の箇所等で差異が見受けられる               <ul style="list-style-type: none"> <li>協力連携事務に該当する相談関連の機能</li> <li>国民年金基金からの情報連携に伴う、基金情報の管理機能</li> <li>1号取得に伴う、取得前の2号に係る資格情報の管理機能</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能比較表を整理のうえ、機能要件の標準仕様及び論点等を整理し、研究会等を通じて確認を進めていく</li> </ul>
	帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票要件について、主要なベンダーのPKG間で大きな差異は見受けられないものの、帳票の種類によって次の状況と見受けられる               <ul style="list-style-type: none"> <li>外部帳票は、厚生労働省通知/年金機構が様式を提示する帳票であっても、多くのPKGで実装されている帳票と一部PKGのみで実装されている帳票がある</li> <li>上記以外の外部帳票・内部帳票では、実装有無・様式・項目等の差異がより大きい</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票比較表を整理のうえ、帳票要件の標準仕様及び論点等を整理し、研究会等を通じて確認を進めていく</li> </ul>

## 2. 第1回研究会におけるご意見及び決定事項

### 3. 標準化検討の対象範囲及び構成について

ツリー図の作成方法についてご説明するとともに、所得情報提供に関する論点等について確認しました

国民年金	1. 資格異動	1. 資格取得	住民からの届出により、資格取得の登録を行う。(20歳到達(学生),任意加入の申出,厚生年金からの移行,外国からの転入,資格取得届出もれ等)
		2. 種別変更	住民からの届出により、種別変更の登録を行う。
		3. 資格喪失(死亡)	住民からの異動届(死亡)により、資格喪失の登録を行う。
		4. 資格喪失(海外転出)	住民からの異動届(海外転出)により、資格喪失の登録を行う。
		5. 資格喪失(60歳到達)	住民基本台帳から60歳到達者を抽出し、資格喪失の登録を行う。
		6. 資格喪失(その他)	住民からの届出により、資格喪失の登録を行う。(厚生年金への移行,期間満了,喪失申出等)
		7. 国内転入	住民からの異動届(転入)により、資格情報の登録を行う。
		8. 国内転出	他市町村からの異動通知により、転出の登録を行う。
		9. 氏名・性別・生年月日変更	住民からの異動届(氏名,性別,生年月日変更)により、資格情報の登録を行う。
		10. 追加・訂正	住民からの届出により、追加・訂正処理を行う。
		11. 不在	住民基本台帳の更新を受け、不在の登録を行う。
	2. 免除	1. 免除・納付猶予申請書受理・審査	住民からの申請により、免除・納付猶予申請書を受け、審査し、登録を行う。
		2. 学生納付特例申請書受理・審査	住民からの申請により、学生納付特例申請書を受け、審査し、登録を行う。
		3. 免除理由該当等届受理・審査	住民からの申請により、免除理由該当/消滅届を受け、審査し、登録を行う。
		4. 産前・産後免除申請書受理・審査	住民からの申請により、産前・産後免除申請書を受け、審査し、登録を行う。

## 2. 第1回研究会におけるご意見及び決定事項

### 3. 標準化検討の対象範囲及び構成について

ツリー図の作成方法についてご説明するとともに、所得情報提供に関する論点等について確認しました

第1回研究会における決定事項、ご意見

国民年金	3.付加	1.付加加入	住民からの申請により、付加保険料納付申出（該当）の登録を行う。（農業者年金の資格取得含む）
		2.付加辞退	住民からの申請により、付加保険料納付辞退申出（非該当）の登録を行う。（農業者年金の資格喪失含む）
	4.給付	1.年金請求書等受理・審査	住民からの申請により、年金請求書等を受理・審査を行う。（年金請求書、未支給年金・未支払給付金請求書、国民年金死亡一時金請求書、年金生活者支援給付金請求書等）
	5.年金機構への報告・年金機構からの情報登録	1.年金機構への報告	年金事務所/事務センターに送付を行う。
		2.年金機構からの情報登録	年金事務所/事務センターからの連絡により、処理結果一覧等の情報の登録を行う。（資格異動の登録、免除の登録、付加保険料納付該当/非該当の登録、受給年金の登録、厚生年金の情報登録）
	6.情報提供・その他	1.所得情報提供（免除勧奨）	年金事務所からの免除勧奨の為の調査依頼に対し、国民年金被保険者等の所得情報提供を行う。
		2.所得情報提供（継続免除）	年金事務所からの継続免除の為の調査依頼に対し、国民年金被保険の所得等の所得情報提供を行う。
		3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）	年金機構からの年金生活者支援給付金請求の為の調査依頼に対し、国民年金被保険者の所得情報等の提供を行う。
		4.所得情報提供（年金受給者）	年金事務所からの調査依頼に対し、年金受給者の所得情報提供を行う。
		5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	年金機構からの個別の所得状況照会に対して回答（証明発行）を行う。
		6.住基情報提供	年金事務所から職権加入や勧奨状送付の為の調査依頼に対して、国民年金被保険者の住基情報提供（転出入、国籍、在留資格、通称名等）を行う。
		7.通知書再交付申請書受理	住民からの届出により、基礎年金番号通知書再交付申請書を受理・審査し、登録を行う。
	7.統計・報告	1.統計事務	関係部署（統計部門）に対して、各種統計情報（国民年金関係届書年金事務所送付件数等）を送付（開示）を行う。

【ツリー図における論点 6.1.6.2】  
年金機構で所得情報を確認する運用に変更となり、例外的な場合のみ自治体から情報提供が必要となる  
ツリー図対象/対象外いずれとするか？

【ご意見】 公用照会で代替する自治体もあり、運用を議論すべき

【ツリー図における論点 6.4】  
6.3所得情報提供（年金生活者支援給付金）に含有されると、調査対象自治体から意見を得ている  
ツリー図対象/対象外いずれとするか？

【ご意見】 老齢福祉年金、特別障害者給付金のための所得情報提供は必ずしも6.3に含有されないため議論が必要



## 2. 第1回研究会におけるご意見及び決定事項

### 4. 今後の進め方について

標準仕様（機能要件・帳票要件）の素案作成においては、自治体・ベンダー調査結果等をもとに、要件種別の一次切り分けを行い、ワーキングチーム・ベンダー分科会等を通じた協議・確認における再判断し、研究会にて合意いただく進め方を確認しました

第1回研究会における決定事項、ご意見

要件種別の判断基準	一次判断の基準（9/22時点案）*
<p><b>1</b> <b>すべての自治体で必須機能である / 実装が望ましい</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての自治体において、法令で定められる業務に必要なであると認められる</li> <li>すべての自治体において、住民サービスの向上のために必要であると認められる</li> <li>自治体の業務効率化のため実装しておくべき</li> </ul> <p>実装すべき機能 (必須機能)</p>	<p>ア) 6ベンダー・7PKG** にすべてに実装されている</p> <p>ただし キ) に該当しないこと</p>
<p><b>2</b> <b>最適な標準機能として合意できる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体・PKGによって機能要件に差異があるが、望ましい機能が定義できる</li> <li>自治体の業務効率化のため実装しておくべき</li> <li>自治体のデジタル化等の将来動向を見据えて実装しておくべきと判断され、厚生労働省として標準化の指針を提示できる</li> </ul>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>イ) 6ベンダー・7PKG** のうち、5PKG以上で実装されている</p> <p>ウ) 調査対象の複数の自治体から、業務負荷や改善要望の意見があるなど、住民サービス向上や自治体業務効率化に資する機能と勘案される</p>
<p><b>3</b> <b>自治体によっては必須機能である / 実装が望ましい</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体規模・処理件数の多寡や、組織体制（複数拠点、機能集約等）により、当該機能がなければ業務運用が困難 / 非効率になると認められる</li> <li>自治体の住民サービス方針により、一部自治体においては必要と認められる</li> <li>厚生労働省・年金機構側の政策や方針によって、一部自治体においては必要であると認められる</li> </ul> <p>実装してもしなくても良い機能 (オプション機能)</p>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>エ) 6ベンダー・7PKG** のうち、1PKG以上で実装されている</p> <p>オ) 調査対象の複数の自治体で実装されていることが確認できる</p>
<p><b>4</b> <b>多くの自治体において必要ではない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の自治体の業務慣習による機能やシステムの操作性に係る機能で、カスタマイズの温床となると判断される</li> <li>厚生労働省・年金機構の政策や方針によって、自治体側で実施不要とする業務に伴う機能である</li> </ul> <p>実装しない機能 (実装不可機能)</p>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>カ) 6ベンダー・7PKG** のいずれも実装されていない</p> <p>キ) 年金機構への令和3年7月に照会した結果、令和4年度以降に自治体で対応不要となる業務に付随する</p>

\*標準仕様の素案作成を進めるなかで、変更の可能性があります

\*\*ヒアリング調査対象ベンダー1社が、複数PKG情報提供のため

【決定事項】

・自治体独自機能も考慮の上、必須機能の対象を議論する

【ご意見】

・現状未実装だがあると好ましい機能は標準化すべき  
・ToBe像を意識し、現状ではなくあるべき姿を議論

## 2. 第1回研究会におけるご意見及び決定事項

### 5. その他

その他、全体を通じたご意見やご発言がございました

#### 【ご意見】

- システム移行が本研究会における検討範囲に含まれるかについて留意が必要であるが、移行時に要する自治体の負荷にも配慮する必要があることから、意見を交わしていけるとよい

#### 【その他】

- データ要件はデジタル庁が主導して検討を進める。本研究会の範囲外だが、機能要件等に記載が必要な事項等、お互いに連携して進めていく